

事 案	オンライン診療受診施設の設置者が死亡した又は失踪の宣言を受けた場合		
根拠法令	医療法第9条第2項		
提出期限	死亡後10日以内（死亡日から起算） 失踪の宣言後10日以内（失踪の宣言日から起算）	様式	様式5
添付書類	なし		
提出部数	1部		
手数料	なし		

届出書記載要領

「届出義務者」欄		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本届の届出義務者は、次のとおりである。（戸籍法第87条） ・ 同居の親族 ・ その他の同居者 ・ 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人 <p>※死亡の届出は、同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者も、これを行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出義務者の住所（住民票のある住所地）、氏名、設置者との続柄、電話番号を記載する。
「死亡した」・「失踪の宣告を受けた」の区分		届出中の本文にある「死亡した」又は「失踪の宣告を受けた」の区分について、該当しない項目を削除（又は取り消し線を記載）する。
1. 設置者	住所	死亡した又は失踪の宣言を受けた設置者の住所地（住民票のある住所地）を記載する。
	氏名	設置者である個人の氏名を記載する。
2. オンライン診療受診施設の名称		オンライン診療受診施設の名称（変更があった場合は届け出た名称）を記載する。
3. 設置の場所		オンライン診療受診施設届出書の設置場所、施設の電話番号を記載する。
4. 死亡・失踪の宣言年月日		<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置者の死亡年月日、又は民法第30条の規定により失踪の宣告をされた年月日を記載する。 ・ 10日以内の届出であること。 ・ 遅延している場合は理由書を添付すること。